

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目次)</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 道府県たばこ税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1～第6 略</p> <p>第7章及び第8章 略</p> <p>第9章 軽油引取税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節及び第2節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 <u>その他</u></p> <p>第10章～第18章 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 40px;">第9節 納税の猶予に伴う担保等</p> <p>42 保全差押</p> <p style="padding-left: 20px;">地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、<u>法第1章第16節（犯則事件の調査及び処分）</u>の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 道府県たばこ税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1～第6 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第7 犯則取締り</u></p> <p>第7章及び第8章 略</p> <p>第9章 軽油引取税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節及び第2節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 <u>犯則取締り等</u></p> <p>第10章～第18章 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 40px;">第9節 納税の猶予に伴う担保等</p> <p>42 保全差押</p> <p style="padding-left: 20px;">地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、<u>法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）</u>の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに</p>

差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重を期すること。

なお、所得税、法人税又は消費税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）、その所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税又はその消費税の課税に基づいて課する地方消費税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。（法16の4、令6の12）

第13節 雑則

55 郵送等に係る書類の提出時期の特例

地方団体の徴収金に関する書類の提出については、到達主義をもって原則とするが、納税者の便宜を考慮し、申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときには、特例的に発信主義を認めることとしたものであること。この場合において、徴収の猶予の申請に関する書類には、法第15条の4第2項の届出書も含めて取り扱うこととすること。

差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重を期すること。

なお、所得税、法人税又は消費税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）、その所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税又はその消費税の課税に基づいて課する地方消費税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。（法16の4、令6の12）

第13節 雑則

55 郵送等に係る書類の提出時期の特例

地方団体の徴収金に関する書類の提出については、到達主義をもって原則とするが、納税者の便宜を考慮し、申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときには、特例的に発信主義を認めることとしたものであること。この場合において、徴収の猶予の申請に関する書類には、法第15条の4第2項の届出書も含めて取り扱うこととすること。

なお、税金が郵送等によって納付又は納入された場合（現金の送付があった場合のほか当地払の小切手、郵便為替証書等の送付があった場合を含む。）には、郵便又は信書便による書類の提出について発信主義がとられたことと関連して、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）が納期限（期限内申告、修正申告（法第72条の3第3項の規定によるものに限る。）に係る納期限又は納税通知書に指定された納期限をいう。）前であれば、その到達の日が納期限後であっても、その税金に係る延滞金額はこれを徴収しないこと。（法20の5の3）

第14節 滞納処分及び犯則取締処分

64 犯則取締処分

(1) 道府県は、間接地方税とする法定外税を当該道府県の条例で指定することができるものであること。（法22の7、令6の22の4）

なお、その指定に当たっては、間接地方税として取り扱われる法定税の性格を踏まえ、その税目の税負担の転嫁の有無、課税の方式などから、通告処分を導入することが妥当と思われる法定外税について、指定するものであること。

(2) 法第1章第16節の規定により道府県知事が行うこととされている職務について、法第3条の2の規定により、条例で定めるところにより委任を行うことで、当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所又は税務に関する事務所の長に行わせることができるものであること。

第2章 道府県民税

第1節 通則

第1 納税義務者

3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。

なお、税金が郵送等によって納付又は納入された場合（現金の送付があった場合のほか当地払の小切手、郵便為替証書等の送付があった場合を含む。）には、郵便又は信書便による書類の提出について発信主義がとられたことと関連して、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）が納期限（期限内申告、修正申告（法第72条の3第3項の規定によるものに限る。）に係る納期限又は納税通知書に指定された納期限をいう。）前であれば、その到達の日が納期限後であっても、その税金に係る延滞金額はこれを徴収しないこと。（法20の5の3）

第14節 滞納処分及び犯則取締処分

64 犯則取締処分

犯則取締処分については、国税犯則取締法の規定が準用されるものであること。

なお、その詳細な取扱いについては、「地方税犯則事件の取締について」（昭和25年8月28日25発地財委官第253号）によらるたいこと。

第2章 道府県民税

第1節 通則

第1 納税義務者

3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。

(1) 外国法人の事務所又は事業所は、法第23条第1項第18号に規定する恒久的施設とすること。

なお、租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約の恒久的施設に関する規定が道府県民税に適用される場合において、当該恒久的施設の範囲が法第23条第1項第18号イからハまでに掲げるものと異なるときは、当該条約において恒久的施設とされた場所(国内にあるものに限る。)をもって外国法人に係る事務所又は事業所とすることとされているので留意すること。(法23①XVIII)

(2)～(4) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成31年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

(1) 外国法人の事務所又は事業所は、法第23条第1項18号に規定する恒久的施設とすること。

なお、租税に関する二重課税防止のための条約の恒久的施設に関する規定が道府県民税に適用される場合において、当該恒久的施設の範囲が法第23条第1項18号イからハまでに掲げるものと異なるときは、当該条約において恒久的施設とされた場所をもって外国法人に係る事務所又は事業所とすることとされているので留意すること。(法23①XVIII)

(2)～(4) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成29年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成31年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)を参照されたいこと。

13 法第37条の3の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法37の3、令7の19)

(1) 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号) _____ を参照されたいこと。

13 _____ 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、

当該外国について課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の控除限度額（当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあつては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額）を超える額があるときは、当該国税の控除限度額に100分の12（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の6）を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、47を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないこと_____。

(2) _____外国の所得税等の額のうち所得割の額を超えるため控除することができなかつた額があるときは、所得税の場合と異なり、その控除することができなかつた額を還付することなく、その額を3年度に限って繰越控除することとなるが、この場合において控除することができなかつた額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものから成るときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除するものであること。_____

(3) 控除余裕額は、次に掲げる場合には、前年以前3年内の各年の住所地にかかわらず、当該課税年度の賦課期日現在の住所地により計算するものであること。

ア 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市に住所を有する場合は、前年以前3年内の各年のうちに、その翌年の1月1日に指定都市以外の市町村に住所を有した年があるとき。

イ 所得割の納税義務者が賦課期日現在において指定都市以外の市町村に住所を有する場合は、前年以前3年内の各年のうちに、その翌年の1月1日に指定都市に住所を有した年があるとき。

第5 申告

当該外国について課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の控除限度額（当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあつては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額）を超える額があるときは、当該国税の控除限度額に100分の12（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の6）を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、47を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないことに留意すること。

_____ なお、外国の所得税等の額のうち所得割の額を超えるため控除することができなかつた額があるときは、所得税の場合と異なり、その控除することができなかつた額を還付することなく、その額を3年度に限って繰越控除することとなるが、この場合において控除することができなかつた額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものから成るときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除するものであること。（法37の2、令7の19）

第5 申告

15の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
。（法45の3の3）

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

第6 市町村による賦課徴収

19 個人の市町村民税及び道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、次の方法によって道府県民税に係る地方団体の徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。

(1) 毎月払い込むべき道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。）を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額となるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」と「個人の市町村民税の課税額の合計額（これらの合計額には、更正又は決定があった場合の不足金額や、普通

15の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
。（法45の3の3）

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第7項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

第6 市町村による賦課徴収

19 個人の市町村民税及び道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、次の方法によって道府県民税に係る地方団体の徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。

(1) 毎月払い込むべき道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。）を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額となるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」と「個人の市町村民税の課税額の合計額（これらの合計額には、更正又は決定があった場合の不足金額や、普通

徴収により徴収されることとなった税額を含む。）」との割合（以下「按分率」という。）によって按分した額によるべきであること。この場合において、法第37条の4及び第314条の9の規定により所得割の額から控除すべき金額で所得割の額から控除することができなかつた金額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれないことに留意すること。

(2)及び(3) 略

(4) 指定都市以外の市町村から指定都市となった区域又は指定都市から指定都市以外の市町村となった区域（以下この項において「移行区域」という。）に係る滞納繰越分については、税率変更年度から5年度間は、税率変更年度の4月1日現在における移行区域に係る滞納繰越分の額の合計額で按分率を計算することに留意すること。

第12 譲渡所得の課税の特例

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。（法附則34の2③）

(4)及び(5) 略

第3節 法人の道府県民税

徴収により徴収されることとなった税額を含む。）」との割合（以下「按分率」という。）によって按分した額によるべきであること。この場合において、法第37条の4及び第314条の9の規定により所得割の額から控除すべき金額で所得割の額から控除することができなかつた金額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれないことに留意すること。

(2)及び(3) 略

第12 譲渡所得の課税の特例

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。（法附則34の2③）

(4)及び(5) 略

第3節 法人の道府県民税

43の4 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告にお

4 4 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法_____第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑦・8の8）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法_____第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得

る均等割の算定に用いる資本金等の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額とすること。（平成27年改正法附則6⑩）

4 4 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑦・8の8）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得

た額を控除する取扱いとすること。

44の2 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法53②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法_____第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法_____第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の10①)

46の2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額(同法第66条の7第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46

た額を控除する取扱いとすること。

44の2 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法53②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の10①)

の2において同じ。) 又は個別控除対象所得税額等相当額(同法第68条の9第4項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。)のうち、同法第66条の7第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第68条の9第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法53④)

(1) 法人税において、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額はないものであること。

(2) 本税額控除においては、外国税額控除における控除余裕額、控除限度超過額等の繰越に相当する制度は設けられていないものであること。

(3) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第7項ただし書の規定により外国税額控除に係る道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第9条の6の2第1項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。(令9の6の2①・則3の2①)

(4) 法第53条第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額(租税特別措置法第66条の7第4項又は第68条の9第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。)は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書

類に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。(令9の6の2②)

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第7項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53⑳）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項、第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項、第68条の90第1項、第6項若しくは第8項又は第68条の93の2第1項、第6項若しくは第8項の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第7項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉑）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の
規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額

象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定により外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7㉓）

(2) 道府県民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事業所等を有する法人にあっては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令9の7㉗）

(3)～(7) 略

(8) 法第53条第26項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第4項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。（令9の7㉙・則3の2㉔）

48 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下48において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉗・㉛～㉝）

(1) 略

(2) 控除は、更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度の確定申告に係

を当

該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7㉓）

(2) 道府県民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の3を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事業所等を有する法人にあっては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令9の7㉗）

(3)～(7) 略

(8) 法第53条第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第4項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。（令9の7㉙・則3の2㉔）

48 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下48において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉙・㉛～㉝）

(1) 略

(2) 控除は、更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度の確定申告に係

る法人税割額（当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度又は連結事業年度の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。）から行うものであること。（法53⑰）

(3) 略

(4) 各事業年度又は各連結事業年度の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき更正を受けた場合の仮装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割額から控除されるものであること。（法53⑳）

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉑）

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉒）

ウ 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉓）

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉔）

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉕）

カ アからオまでの場合において、法人の道府県民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の道府県民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の道

る法人税割額（当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度又は連結事業年度の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。）から行うものであること。（法53㉖）

(3) 略

(4) 各事業年度又は各連結事業年度の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき更正を受けた場合の仮装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割額から控除されるものであること。（法53㉗）

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉘）

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉙）

ウ 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉚）

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉛）

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法53㉜）

カ アからオまでの場合において、法人の道府県民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の道府県民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の道

府県民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第55条第2項の規定による決定があった場合（法53③④）

キ 法第53条第35項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合（法53③⑦）

49 道府県は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53⑳～㉓・㉔）

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正をした場合をいうものであること。（法53㉔・㉕）

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第53条第28項及び第29項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用されるものであること。（法53㉔・㉕）

(3) 法第55条第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第53条第28項又は第29項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第55条第4項の通知の際に法第53条第28項又は第29項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第53条第28項から第30項まで

府県民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第55条第2項の規定による決定があった場合（法53③②）

キ 法第53条第33項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合（法53③⑤）

49 道府県は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉖～㉙・㉚）

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正をした場合をいうものであること。（法53㉖・㉗）

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第53条第31項及び第32項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用されるものであること。（法53㉖・㉗）

(3) 法第55条第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第53条第26項又は第27項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第55条第4項の通知の際に法第53条第26項又は第27項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第53条第26項から第28項まで

に規定する法第55条第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法53㉑)

(5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額、外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法53㉒)

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。)若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。)が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下49の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められる

に規定する法第55条第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法53㉓)

(5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては_____、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず_____外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法53㉔)

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。)若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。)が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下49の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められる

ものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。)又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除(以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除は、法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき道府県民税の法人税割額からのみ行うものであること。(法附則8の2の2①・③)

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額、外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法附則8の2の2⑥)

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしない

ものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。)又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除(以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除は、法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき道府県民税の法人税割額からのみ行うものであること。(法附則8の2の2①・③)

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に_____外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法附則8の2の2⑥)

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしない

で計算した場合 _____

_____の道府県民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2①・③）

(4) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(14)及び(15)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①IV）

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・144、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④・9の3の2⑦・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・41の22②）

(2) 法人税額からの外国税額の控除（法人税法69、措置法66の7①・66の9の3①）

(3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除（法人税法69の2、措置法9の3の2⑦・9の6④・9の6の2④・9の6の3④・9の6の4④）

(4)～(8) 略

(9) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控

で計算した場合（地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の

法第53条第26項の規定による利子割控除の適用がある場合には当該控除をし

ないで計算した場合）の道府県民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人

税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した

場合の道府県民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2①・③）

(4) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項 _____の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①IV）

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・144、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④ _____・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・41の22②）

(2) 法人税額からの外国税額の控除（法人税法69 _____）

(3)～(7) 略

(8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控

除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１１の３②・⑤・⑥、法附則８⑦）

(10) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２、法附則８⑨）

(11) 略

(12) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の５、法附則８⑪・⑬）

(13) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の６②・⑤・⑥、法附則８⑮）

(14) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の７④・⑤・⑦～⑨）

(15) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の９の３④・⑤・⑦～⑨）

５０の２ ５０(５)、(８)、(９)、(10)、(12)及び(13)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が５０(５)、(10)及び(12)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が５０(８)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が５０(９)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(4) 法人が５０(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１１の３②・⑤・⑥、法附則８⑦）

(9) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２、法附則８⑨・⑪）

(10) 略

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の５、法附則８⑬）

５０の２ ５０(４)、(７)、(８)、(９)及び(11)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が５０(４)、(９)及び(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が５０(７)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が５０(８)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。（法23①IVのⅢ）

(1)及び(2) 略

(3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除額（法人税法81の18①IV）

(4) 連結欠損金の繰戻しによる還付額（法人税法81の18①V）

(5)～(8) 略

(9) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15②・④・⑥・⑦、法附則8⑧）

(10) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の2、法附則8⑩）

(11) 略

(12) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則8⑫・⑭）

(13) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の7、法附則8⑯）

(14) 法人税額からの外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（措置法68の91④・⑤・⑦～⑨）

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。（法23①IVのⅢ）

(1)及び(2) 略

(3) 連結欠損金の繰戻しによる還付額（法人税法81の18①IV）

(4)～(7) 略

(8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15②・④・⑥・⑦、法附則8⑧）

(9) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の2、法附則8⑩・⑫）

(10) 略

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則8⑭）

(15) 法人税額からの外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（措置法68の93の3④・⑤・⑦～⑨）

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6の23）

(1)～(6) 略

50の6 50の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50の4(5)、(10)及び(12)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が50の4(8)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が50の4(9)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(4) 法人が50の4(13)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法53⑤・⑨・⑫・⑮、令8の13・8の17・8の20・8の23）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6の23）

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の10⑤）

(2)～(7) 略

50の6 50の4(4)、(7)、(8)、(9)及び(11) _____ における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50の4(4)、(9)及び(11)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が50の4(7)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が50の4(8)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法53⑤・⑨・⑫・⑮、令8の13・8の17・8の20・8の23）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について

租税特別措置法_____第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

55 法人税法第81条の24第1項の規定により連結親法人の申告期限が延長された場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の申告期限は連結親法人の申告期限と同じであるから(法53④)、連結子法人の申告期限も同様に延長されるものであること。また、次に掲げる場合には、連結子法人についても都道府県知事に届出が必要であることに留意すること。(法53④)

(1)～(4) 略

第5節 特定配当等に係る道府県民税

第21 配当割の市町村に対する交付

79 道府県は、当該道府県に納入された配当割に相当する額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、当該道府県内の市町村(特別区を含む。_____)に対し、当該市町村に係る基準道府県民税額の当該道府県に係る基準道府県民税額に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により按分して交付すること。この場合において、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」は、当該市町村から当該道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額(当該道府県の決算ベース)であること。(法71の47、令9の18・9の19、則3の11・3の11の2)

なお、配当割交付金の交付額の算定及びその交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 基準道府県民税額は、個人の道府県民税の額のうち指定都市に係る道府県民税所得割の額がある場合には、次に掲げる額の合計額とするものであること。

(令9の19、則3の11の2)

租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

55 法人税法第81条の24第1項の規定により連結親法人の申告期限が延長された場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の申告期限は連結親法人の申告期限と同じであるから(法53④)、連結子法人の申告期限も同様に延長されるものであること。また、次に掲げる場合には、連結子法人についても都道府県知事に届出が必要であることに留意すること。(法53④)

(1)～(4) 略

第5節 特定配当等に係る道府県民税

第21 配当割の市町村に対する交付

79 道府県は、当該道府県に納入された配当割に相当する額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額の当該道府県に係る個人の道府県民税の額に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により按分して交付すること。この場合において、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」は、当該市町村から当該道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額(当該道府県の決算ベース)であること。(法71の47、令9の18・9の19、則3の11_____)

なお、配当割交付金の交付額の算定及びその交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(2)及び(3) 略

第3章 事業税

第1節 通則

第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 物品貸付業とは、対価の取得を目的として物品を貸し付ける事業をいうものであるが、この場合において、物品とは、動植物その他通常物品としないものを含むものであるから、乗馬、船舶等の貸付業もこれに含まれるものであること。(法72の2⑧Ⅲ)

(3)～(12) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。(法72の2⑩Ⅲ)

ア 略

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

(ア)及び(イ) 略

(ウ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第3条に規定する薬局製造販売医薬品

(14)～(19) 略

2の2 事業税の非課税の範囲の認定については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会とは、法人税法施行令第2条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を満たし、かつ、同条第3項の指定を受けた農業協同組合連合会をいうものであること。(法72の

(1)及び(2) 略

第3章 事業税

第1節 通則

第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 物品貸付業とは、対価の取得を目的として物品を貸し付ける事業をいうものであるが、この場合において、物品とは、動植物その他普通に物品としないものを含むものであるから、乗馬、船舶等の貸付業もこれに含まれるものであること。(法72の2⑧Ⅲ)

(3)～(12) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。(法72の2⑩Ⅲ)

ア 略

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

(ア)及び(イ) 略

(ウ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第1条第2項第4号に規定する薬局製造販売医薬品

(14)～(19) 略

2の2 事業税の非課税の範囲の認定については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会とは、法人税法施行令第2条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を満たし、かつ、同条第3項の指定を受けた農業協同組合連合会をいうものであること。(法72の

5、令19)

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の2 各事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則として、法人が支払う給与、利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものに限るものであるが、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産に係るものについては、当該事業年度において法人が支払う給与、利子又は賃借料（法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）を当該事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料とするものであること。また、各事業年度の受取利子又は受取賃借料は、法人が支払いを受ける利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限るものであること。（法72の15・72の16①・72の17①、令20の2・20の2の4・20の2の5・20の2の8）

2 報酬給与額の算定

4の2の8 通勤手当及び在勤手当のうち報酬給与額とされないものは、所得税において非課税とされる額に相当する金額であることに留意すること。（法72の15①I、令20の2の2）

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①II、令20の2の3①）

(1) 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいてその被共済者のために支出する掛金（特定退職金共済団体の要件に反して支出する掛金を除くものとし、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第53条（従前の積立事業についての取扱い）の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構に納付する金額を含む。）

(2) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年

5、令20)

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の2 各事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則として、法人が支払う給与、利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものに限るものであるが、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産に係るものについては、当該事業年度において法人が支払う給与、利子又は賃借料（法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）を当該事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料とするものであること。また、各事業年度の受取利子又は受取賃借料は、法人が支払いを受ける利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限るものであること。（法72の15・72の16①・72の17①、令20の2の2・20の2の5・20の2の6・20の2の9）

2 報酬給与額の算定

4の2の8 通勤手当及び在勤手当のうち報酬給与額とされないものは、所得税において非課税とされる額に相当する金額であることに留意すること。（法72の15①I、令20の2の3）

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①II、令20の2の4①）

(1) 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいてその被共済者のために支出する掛金（特定退職金共済団体の要件に反して支出する掛金を除くものとし、中小企業退職金共済法_____第53条（従前の積立事業についての取扱い）の規定により独立行政法人退職金共済機構に納付する金額を含む。）

(2) 確定給付企業年金法_____に規定する確定給付企業年

金に係る規約に基づいて加入者のために支出する掛金等（当該掛金等のうちに加入者が負担する掛金が含まれている場合には当該加入者が負担する掛金相当額を除くものとし、積立不足に伴い拠出する掛金、実施事業所の増減に伴い拠出する掛金、確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例により一括して拠出する掛金、確定給付企業年金の終了に伴い一括して拠出する掛金、資産の移換に伴い一括して拠出する掛金及び積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合に拠出する掛金を含む。）

(3) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金（同法第54条第1項の規定により移換する確定拠出年金法施行令第22条第1項第5号に掲げる資産を含む。）

(4) 確定拠出年金法に規定する個人型年金規約に基づいて個人型年金加入者のために支出する同法第68条の2第1項の掛金

(5) 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する同法第6条の2第1項第1号に規定する信託金等

(6)～(8) 略

4の2の11 4の2の9にかかわらず、法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち次に掲げるものは報酬給与額とならないものであること。（法72の15①Ⅱ、令20の2の3②）

(1)～(7) 略

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、継続雇用者給与等支

金に係る規約に基づいて加入者のために支出する掛金等（当該掛金等のうちに加入者が負担する掛金が含まれている場合には当該加入者が負担する掛金相当額を除くものとし、積立不足に伴い拠出する掛金、実施事業所の増減に伴い拠出する掛金、確定給付企業年金を実施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例により一括して拠出する掛金、確定給付企業年金の終了に伴い一括して拠出する掛金、資産の移換に伴い一括して拠出する掛金及び積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合に拠出する掛金を含む。）

(3) 確定拠出年金法_____に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金（同法第54条第1項の規定により移換する確定拠出年金法施行令第22条第1項第4号に掲げる資産を含む。）

(4) 勤労者財産形成促進法_____に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する同法第6条の2第1項第1号に規定する信託金等

(5)～(7) 略

4の2の11 4の2の9にかかわらず、法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち次に掲げるものは報酬給与額とならないものであること。（法72の15①Ⅱ、令20の2の4②）

(1)～(7) 略

4の2の17 法附則第9条第13項から第15項までに規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、平均給与等支給額及

給額、継続雇用者比較給与等支給額、国内設備投資額及び当期償却費総額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の全体について計算した額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

なお、従業者数按分により非課税事業及び収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）に係る雇用者給与等支給額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令附則6の2④・⑤）

3 純支払利子の算定

4の3の1 法第72条の16第2項に規定する支払利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16②、令20の2の6）

(1)～(13) 略

4の3の2 法第72条の16第3項に規定する受取利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16③、令20の2の7）

(1)～(16) 略

4の3の3 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で法人税法第61条の6の規定により繰延ヘッジ処理を行っている場合又は特例金利スワップ取引等（法人税法施行規則第27条の7第2項に規定する取引をいう。以下4の3の3において同じ。）を行っている場合の支払利子又は受取利子の計算は、当該繰延ヘッジ処理による繰延ヘッジ金額に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等に係る受払額のうち、当該繰延ヘッジ処理又は特例金利スワップ取引等の対象となった資産等に係る支払利子の額又は受取利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とすることに留意すること。（法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7）

4の3の4 法人税法第63条に規定するリース譲渡契約（これらに類する契約を含む。）によって購入又は販売した資産に係る割賦期間分の利息相当額は、契約

び比較平均給与等支給額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の全体について計算した額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

なお、従業者数按分により非課税事業及び収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）に係る雇用者給与等支給額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令附則6の2④・⑤）

3 純支払利子の算定

4の3の1 法第72条の16第2項に規定する支払利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16②、令20の2の7）

(1)～(13) 略

4の3の2 法第72条の16第3項に規定する受取利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16③、令20の2の8）

(1)～(16) 略

4の3の3 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で法人税法第61条の6の規定により繰延ヘッジ処理を行っている場合又は特例金利スワップ取引等（法人税法施行規則第27条の7第2項に規定する取引をいう。以下4の3の3において同じ。）を行っている場合の支払利子又は受取利子の計算は、当該繰延ヘッジ処理による繰延ヘッジ金額に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等に係る受払額のうち、当該繰延ヘッジ処理又は特例金利スワップ取引等の対象となった資産等に係る支払利子の額又は受取利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とすることに留意すること。（法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8）

4の3の4 法人税法第63条に規定する長期割賦販売等契約（これらに類する契約を含む。）によって購入又は販売した資産に係る割賦期間分の利息相当額は、契約

書等において購入代価又は販売代価と割賦期間分の利息相当額とが明確かつ合理的に区分されているときは、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。

(法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7)

4の3の5 法人税法第64条の2第1項の規定によりリース取引の目的となる資産の売買があったものとされるリース取引に係るリース料の額の合計額の取扱いについては、当該リース料の額の合計額のうち、賃貸人における取得価額と利息相当額とが明確かつ合理的に区分されている場合に、当該利息相当額を支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。 (法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7)

4の3の6 法人税法第64条の2第2項の規定により金銭貸借とされるリース取引に係る各事業年度のリース料の額のうち通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的に計算された利息相当額は支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。この場合において、リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして利息相当額を計算しても差し支えないものであること。 (法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7)

4の3の7 貿易商社が支払う輸入決済手形借入金の利息は、それが委託買付契約に係るもので、その利息相当額を委託者に負担させることとしている場合であっても、当該貿易商社の支払利子となるものであること。この場合において、当該委託買付契約において当該利息相当額が明確かつ合理的に区分されているときは、当該利息相当額は当該委託者の支払利子及び当該貿易商社の受取利子として取り扱うものとするに留意すること。 (法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7)

4の3の8 遅延損害金(借入金の返済が遅れた場合に、遅延期間に応じて一定の利率に基づいて算定した上で支払うものをいう。)は、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。 (法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7)

書等において購入代価又は販売代価と割賦期間分の利息相当額とが明確かつ合理的に区分されているときは、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。

(法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の5 法人税法第64条の2第1項の規定によりリース取引の目的となる資産の売買があったものとされるリース取引に係るリース料の額の合計額の取扱いについては、当該リース料の額の合計額のうち、賃貸人における取得価額と利息相当額とが明確かつ合理的に区分されている場合に、当該利息相当額を支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の6 法人税法第64条の2第2項の規定により金銭貸借とされるリース取引に係る各事業年度のリース料の額のうち通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的に計算された利息相当額は支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。この場合において、リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして利息相当額を計算しても差し支えないものであること。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の7 貿易商社が支払う輸入決済手形借入金の利息は、それが委託買付契約に係るもので、その利息相当額を委託者に負担させることとしている場合であっても、当該貿易商社の支払利子となるものであること。この場合において、当該委託買付契約において当該利息相当額が明確かつ合理的に区分されているときは、当該利息相当額は当該委託者の支払利子及び当該貿易商社の受取利子として取り扱うものとするに留意すること。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の8 遅延損害金(借入金の返済が遅れた場合に、遅延期間に応じて一定の利率に基づいて算定した上で支払うものをいう。)は、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の9 売上割引料（売掛金又はこれに準ずる債権について支払期日前にその支払いを受けたことにより支払うものをいう。）は、支払利子及び受取利子として取り扱わないものとする。こと。（法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7）

4の3の10 国債、地方債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券で利付きのものを含む。）をその利息の計算期間の中途において購入した法人が支払った経過利息に相当する金額（購入直前の利払期からその購入の時までの期間に応じてその債券の発行条件たる利率により計算される額をいう。以下4の3の10において同じ。）は、支払利子として取り扱わないものとする。この場合において、法人が支払った経過利息に相当する金額を前払金として経理したときには、これらの債券の購入後最初に到来する利払期において支払いを受ける利息の額から、当該前払金額を差し引いた金額が受取利子の額となるものであること。

なお、経過利息に相当する金額を受け取った法人が、当該金額を利息として経理した場合には、当該金額は受取利子として取り扱うものとする。ことに留意すること。（法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7）

4の3の11 金銭債権を、その債権金額と異なる金額で取得した場合において、その債権金額とその取得価額との差額に相当する金額（実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。以下4の3の11において「取得差額」という。）の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、当該金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づき当該取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額については、受取利子として取り扱うものとする。こと。（法72の16①・③、令20の2の6・20の2の7）

4 純支払賃借料の算定

4の4の5 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価の額と当該土地又は家屋の賃借権等の対価の額とが、契約等において明確かつ合理的に区分されていない場合には、当該役務の提供の対価に相当する額は支払賃借料及び受取賃借料となる

4の3の9 売上割引料（売掛金又はこれに準ずる債権について支払期日前にその支払いを受けたことにより支払うものをいう。）は、支払利子及び受取利子として取り扱わないものとする。こと。（法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8）

4の3の10 国債、地方債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券で利付きのものを含む。）をその利息の計算期間の中途において購入した法人が支払った経過利息に相当する金額（購入直前の利払期からその購入の時までの期間に応じてその債券の発行条件たる利率により計算される額をいう。以下4の3の10において同じ。）は、支払利子として取り扱わないものとする。この場合において、法人が支払った経過利息に相当する金額を前払金として経理したときには、これらの債券の購入後最初に到来する利払期において支払いを受ける利息の額から、当該前払金額を差し引いた金額が受取利子の額となるものであること。

なお、経過利息に相当する金額を受け取った法人が、当該金額を利息として経理した場合には、当該金額は受取利子として取り扱うものとする。ことに留意すること。（法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8）

4の3の11 金銭債権を、その債権金額と異なる金額で取得した場合において、その債権金額とその取得価額との差額に相当する金額（実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。以下4の3の11において「取得差額」という。）の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、当該金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づき当該取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額については、受取利子として取り扱うものとする。こと。（法72の16①・③、令20の2の7・20の2の8）

4 純支払賃借料の算定

4の4の5 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価の額と当該土地又は家屋の賃借権等の対価の額とが、契約等において明確かつ合理的に区分されていない場合には、当該役務の提供の対価に相当する額は支払賃借料及び受取賃借料となる

ものであること。(法72の17②・③、令20の2の9)

4の4の8 内部取引において賃借権等の対価として支払う金額に該当することとなる額及び賃借権等の対価として支払を受ける金額に該当することとなる額については、それぞれ支払賃借料及び受取賃借料に該当するものであることに留意すること。(令20の2の10・20の2の11)

5 単年度損益の算定

4の5の3 令第20条の2の12の規定により読み替えて適用される法人税法第59条の規定による会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入については、次の諸点に留意すること。(法72の18、令20の2の12)

(1)～(3) 略

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①・④、平成30年改正法附則6⑨、令20の3・21・21の2)

(1)及び(2) 略

(3) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得の計算上繰越控除が認められる金額は、所得等課税事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第6条第9項又は令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあっては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業(以下(3)において「特定ガス供給業」という。)に係る部分と一般ガス導管事業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条

ものであること。(法72の17②・③、令20の2の10)

4の4の8 内部取引において賃借権等の対価として支払う金額に該当することとなる額及び賃借権等の対価として支払を受ける金額に該当することとなる額については、それぞれ支払賃借料及び受取賃借料に該当するものであることに留意すること。(令20の2の11、20の2の12)

5 単年度損益の算定

4の5の3 令第20条の2の13の規定により読み替えて適用される法人税法第59条の規定による会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入については、次の諸点に留意すること。(法72の18、令20の2の13)

(1)～(3) 略

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①・④_____、令20の3・21_____)

(1)及び(2) 略

(3) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得の計算上繰越控除が認められる金額は、所得等課税事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

第5項に規定する一般ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）又は特定ガス導管事業（同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）に係る部分とを区分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によりあん分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。（平成30年改正法附則6⑨、令21の2）

(4) 略

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1)～(13) 略

(14) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービスとは、同法第41条の規定に基づき居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）をいい、同法の規定により介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービスとは、同法第53条の規定により介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）をいい、同法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスとは、同法第48条の規定に基づき施設介護サービス費を支

(4) 略

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1)～(13) 略

(14) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によって居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービスとは、同法第41条の規定に基づき居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）をいい、同法の規定によって介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービスとは、同法第53条の規定によって介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）をいい、同法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス_____とは、同法第48条の規定に基づき施設介護サービス費を支

給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスをいい、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスとは、同法第48条の規定に基づき施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスをいう。この場合において、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに要する費用については、居宅介護サービス費又は施設介護サービス費として市町村が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者が負担する額を加えた金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(15)及び(16) 略

9 収入金額の算定

4の9の1 電気供給業及びガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。4の9の4及び4の9の7において同じ。）（以下「電気供給業等」という。）を行う法人が収入すべき金額とは、各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいうものであること。この場合において、貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除するものであること。（法72の24の2①）

4の9の4 ガス供給業の課税標準とすべき収入金額とは、ガス売上収入、供給雑収入（計器具の損料及び賃貸料収入を含む。）及び事業税相当分の加算料金等原則としてガス供給業（導管によるものに限る。）の事業収入に係るすべての収入を含む

給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス_____をいい、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスとは、同法第48条の規定に基づき施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスをいう。この場合において、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに要する費用については、居宅介護サービス費又は施設介護サービス費として市町村が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者が負担する額を加えた金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(15)及び(16) 略

9 収入金額の算定

4の9の1 電気供給業及びガス供給業_____（以下「電気供給業等」という。）を行う法人が収入すべき金額とは、各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいうものであること。この場合において、貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除するものであること。（法72の24の2①）

4の9の4 ガス供給業の課税標準とすべき収入金額とは、ガス売上収入、供給雑収入（計器具の損料及び賃貸料収入を含む。）及び事業税相当分の加算料金等原則としてガス供給業（導管によるものに限る。）の事業収入に係るすべての収入を含む

ものとする。

この場合において、ガス小売事業（ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業をいい、収入金額課税事業でないものに限る。）及び一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を併せて行う法人の一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の課税標準とすべき収入金額とは、託送供給収益、自社託送収益、事業者間精算収益及び最終保障供給収益等原則としてガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）様式第1に整理されるすべての収益に相当する収入を含むものとする。

なお、ガス供給業においてその製造過程中に副産物として生ずるコークス又はコールタール等の副産物の製造販売は、所得等課税事業であるからそれらの売上収入は収入金額課税であるガス供給業の収入額に含めないものであること。

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3及び5の4（2）において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

（1） 特定寄附金税額控除は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書

ものとする。

なお、ガス供給業においてその製造過程中に副産物として生ずるコークス又はコールタール等の副産物の製造販売は、所得等課税事業であるからそれらの売上収入は収入金額課税であるガス供給業の収入額に含めないものであること。

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3及び5の4（2）において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

（1） 特定寄附金税額控除は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書

、第72条の28又は第72条の31第2項若しくは第3項の申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。（法附則9の2の2①）

また、事業税額からの税額控除としては、まず特定寄附金税額控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法附則9の2の2③）

(2)及び(3) 略

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑧・⑨）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第

、第72条の28又は第72条の33第2項若しくは第3項の申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。（法附則9の2の2①）

また、事業税額からの税額控除としては、まず特定寄附金税額控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法附則9の2の2③）

(2)及び(3) 略

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑧・⑨）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第

74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法_____第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

6の16 削除

6の23 国の税務官署の更正又は決定に係る課税標準を基準として修正申告書を提出する場合においても、その修正申告書が国の税務官署において当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に提出されないときは、法第72条の31第2項の規定による修正申告書として取り扱われることとなるのであって、過少申告加算金及び不申告加算金の取扱いが異なるものであるから留意すること。（法72の46①・③）

6の24 法第72条の32第1項に規定する申告書又は同項に規定する修正申告書（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が、当該申告に係る計算の基礎となった事業年度において連結申告法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいう。以下この章において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準につい

74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

6の16 法人事業税に係る申告書及び修正申告書における自署押印は代表者が2人以上で共同して法人を代表する場合にはその全員がこれをしなければならないのであるが、代表者が2人以上ある場合でも各人が法人を代表している場合においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役その他の者で申告書の作成の時において法人の業務を主宰している者が自署押印すれば足りるものであること。

6の23 国の税務官署の更正又は決定に係る課税標準を基準として修正申告書を提出する場合においても、その修正申告書が国の税務官署において当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に提出されないときは、法第72条の33第2項の規定による修正申告書として取り扱われることとなるのであって、過少申告加算金及び不申告加算金の取扱いが異なるものであるから留意すること。（法72の46①・③）

6の24 法第72条の33の2第2項に規定する申告書又は同条第1項に規定する修正申告書（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が、当該申告に係る計算の基礎となった事業年度において連結申告法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいう。以下この章において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準につい

て国の税務官署の更正又は決定を受けた場合)には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から2月以内に限って、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。(法72の33②)

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の6の2 ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもの
のうちガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものは、法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業に該当しないが、法第72条の48第3項第3号に規定するガス供給業には該当するため、その分割基準は固定資産の価額となることに留意すること。(法72の48③Ⅲ)

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

第6 地方消費税の清算

て国の税務官署の更正又は決定を受けた場合)には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から2月以内に限って、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。(法72の33の2②)

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) なお、9(1)及び(2)による徴収取扱費の算定については、平成29年3月から5月までの徴収取扱費算定期間から適用されることとなることに留意すること。また、平成29年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については改正前の算定方法、4月から5月分については9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第118号)附則4②・③)

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 消費に相当する額については、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額並びに小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額_____の合算額_____を人口で按分して得られる額_____とを合計して得た額を用いるものであること。(法72の114④、令35の20②、則7の2の10)

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

9 新築住宅又は法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅(23において「耐震基準適合既存住宅」という。)に係る課税標準の特例措置は、これらの住宅の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、これは課税上の事務処理の円滑化を図る等の趣旨によるものであること。(法73の14④)

16の2 「地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)」については、次の事項に留意すること。

(1) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る不動産取得税を賦課徴収するために、参酌基準による場合も含め、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。

(2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 消費に相当する額については、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額、_____小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額(以下「総額の合算額」という。)の合算額の30分の7に相当する額を人口で按分して得られる額並びに総額の合算額の30分の3に相当する額を従業者数で按分して得られる額とを合計して得た額を用いるものであること。(_____令35の20②、則7の2の10)

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

9 新築住宅又は法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅(22において「耐震基準適合既存住宅」という。)に係る課税標準の特例措置は、これらの住宅の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、これは課税上の事務処理の円滑化を図る等の趣旨によるものであること。(法73の14④)

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置

の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。（法73の24、法附則10の2②、令附則6の17②）

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内（土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年）以内）に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

23 新築の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅（24において「耐震基準不適合既存住宅」という。）の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置は、当該土地の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、この申告制度の趣旨については、9と同様であること。

24 法第73条の27の2第1項の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法73の27の2、則7の7）

(1) この規定の適用を受けようとする個人が、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、次に掲げる全てを完了させること。

ア～ウ 略

(2) 略

29 法附則第11条の4第4項及び第6項の規定の適用にあたっては、次の諸点について留意すること。（法附則11の4④・⑥、令附則9の3）

(1)及び(2) 略

第4 宅地評価土地の取得に対する特例

の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。（法73の24、法附則10の2②、令附則6の17②）

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内（土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年）以内）に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

23 新築の特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置は、当該土地の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、この申告制度の趣旨については、9と同様であること。

24 法第73条の27の2第1項の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法73の27の2、則7の7）

(1) この規定の適用を受けようとする個人が、法第73条の27の2第1項に規定する耐震基準不適合既存住宅（ア及び(2)において「耐震基準不適合既存住宅」という。）を取得した日から6月以内に、次に掲げる全てを完了させること。

ア～ウ 略

(2) 略

29 法附則第11条の4第4項の規定の適用にあたっては、次の諸点について留意すること。（法附則11の4④、令附則9の3）

(1)及び(2) 略

第4 宅地評価土地の取得に対する特例

30 平成30年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。（法附則11の5）

第6章 道府県たばこ税

第2 課税客体等

3 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 略

イ 葉巻たばこ たばこ又はたばこを含むものによって巻かれた製造たばこをいう。

ウ パイプたばこ たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこをいう。（紙巻たばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこ以外の製造たばこを含むものとする。）

エ 刻みたばこ 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。以下この章において同じ。）を刻み幅0.3ミリメートル以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこをいう。（紙巻たばこ、葉巻たばこ及び加熱式たばこに該当するものを除く。）

オ 加熱式たばこ たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含む。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいう。（水パイプで喫

30 平成27年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。（法附則11の5）

第6章 道府県たばこ税

第2 課税客体等

3 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 略

イ パイプたばこ たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこをいう。（紙巻たばこ、葉巻たばこ及び刻みたばこ以外の製造たばこを含むものとする。）

ウ 葉巻たばこ たばこ又はたばこを含むものによって巻かれた製造たばこをいう。

エ 刻みたばこ 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。以下この章において同じ。）を刻み幅0.3ミリメートル以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこをいう。（紙巻たばこ及び葉巻たばこに該当するものを除く。）

煙するための製造たばこを除く。)

(2)及び(3) 略

第3 課税標準

9 パイプたばこ等の本数への換算方法

たばこ税の課税標準は紙巻たばこの本数によるものとされており、パイプたばこ等の紙巻たばこ以外の製造たばこ(加熱式たばこを除く。以下9において同じ。))については、その重量を紙巻たばこの本数に換算することとされているものであるが、その換算方法は次によること。(法74の4②・④、令39の9の2①・③)

(1) 紙巻たばこ以外の製造たばこの品目ごとに1個当たりの重量(包装又は容器の重量を除く。)を計量すること。ただし、当該品目の個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該品目1個当たりの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満2位以下を切り捨てグラム位未満1位にとどめるものであること。

また、数本の葉巻たばこが収容された製造たばこの品目の重量は、収容された1本ごとの重量で前記により測定した標準的な重量に収容本数を乗じて得た重量として差し支えないこと。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

(2) 略

(3) (2)により計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算するこ

(2)及び(3) 略

第3 課税標準

9 紙巻たばこ以外の製造たばこの重量の本数への換算方法

たばこ税の課税標準は喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとされており、喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこについては、その重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算することとされているものであるが、その換算方法は次によること。(法74の4②・③、令39の9)

(1) 喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの品目ごとに1個当たりの重量(包装又は容器の重量を除く。)を計量すること。ただし、当該品目の個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該品目1個当たりの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満2位以下を切り捨てグラム位未満1位にとどめるものであること。

また、数本の葉巻たばこが収容された製造たばこの品目の重量は、収容された1本ごとの重量で前記により測定した標準的な重量に収容本数を乗じて得た重量として差し支えないこと。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

(2) 略

(3) (2)により計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算するこ

と。

なお、 紙巻たばこの本数に換算する場合において、1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

(4) 略

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法74の4③、令39の9②・③・⑤～⑧)

ア 重量換算

(ア) 加熱式たばこの重量(包装及び規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。)は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめるものであること。

(イ) (ア)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第74条の4第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第74条の4第3項第3号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数

と。

なお、喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する場合において、1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

(4) 略

10 削除

がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を法第74条の4第3項第3号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

ウ ア及びイの計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること

。

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第74条の4第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「旧重量換算本数」という。）、同項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「新重量換算本数」という。）及び同項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「小売定価等換算本数」という。）のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、この項により算出することに留意すること。

ア 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.8

新重量換算本数×0.2

小売定価等換算本数×0.2

イ 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.6

新重量換算本数×0.4

小売定価等換算本数×0.4

ウ 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.4

新重量換算本数×0.6

小売定価等換算本数×0.6

エ 平成33年10月1日から平成34年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.2

新重量換算本数×0.8

小売定価等換算本数×0.8

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

3 元売業者

(1) 元売業者の指定を申請しようとする者は、申請書をその者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならないものであるが、この場合については、次の諸点に留意するものであること。(法14

第7 犯則取締り

23 犯則取締り

たばこ税に関する犯則取締りについては、国税犯則取締法が準用され、たばこ税に関する犯則事件中法第74条の15(たばこ税の脱税に関する罪)、第74条の18(営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪)に該当する事件は、間接国税に関する犯則事件とされているので、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押、証憑集取及び告発等を行う諸権限を徴税吏員に与えられているほか、道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長に通告処分を行う権限が与えられているものであること。

なお、犯則取締りについては、「地方税犯則事件の取締りについて」(昭和25年8月20日地財委第253号)を参照されたいものであること。

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

3 元売業者

(1) 元売業者の指定を申請しようとする者は、申請書をその者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならないものであるが、この場合については、次の諸点に留意するものであること。(法14

4の7①・③)

ア 法第144条の7第1項各号に規定する資格要件

(ア)～(ウ) 略

(エ) 規則第8条の31第1項第1号ロ及びハ並びに第8条の32第1項第3号に規定する「系列販売業者」とは、元売業者の指定を申請しようとする者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを内容とする販売契約を締結している石油製品の販売業者(以下この章において「石油製品販売業者」という。)で、他にこれと同様の販売契約を締結していないものをいうものであり、継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを内容とする販売契約を2以上の者と締結している者は、「系列販売業者」に含まれないこと。

(オ) 略

イ 令第43条の7各号に規定する指定要件

(ア) 略

(イ) 令第43条の7第2号ロに規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、例えば、次に掲げる日をいうものであること。

a 及び b 略

c 法第2章第7節の2の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第1章第16節の規定により _____ 通告処分を受けた場合には、その違反した事実のあった日

(ウ) 略

ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

6 軽油の引取り等

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるのであるが、これらの課税客体の把握

4の7①・③)

ア 法第144条の7第1項各号に規定する資格要件

(ア)～(ウ) 略

(エ) 規則第8条の31第1項第1号ロ及びハ並びに第8条の32第1項第3号に規定する「系列販売業者」とは、元売業者の指定を申請しようとする者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを内容とする販売契約を締結している石油製品の販売業者 _____ で、他にこれと同様の販売契約を締結していないものをいうものであり、継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを内容とする販売契約を2以上の者と締結している者は、「系列販売業者」に含まれないこと。

(オ) 略

イ 令第43条の7各号に規定する指定要件

(ア) 略

(イ) 令第43条の7第2号ロに規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、例えば、次に掲げる日をいうものであること。

a 及び b 略

c 法第2章第7節 _____ の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第144条の54の規定により準用される国税犯則取締法の規定により通告処分を受けた場合には、その違反した事実のあった日

(ウ) 略

ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

6 軽油の引取り等

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるのであるが、これらの課税客体の把握

に当たっては、次の諸点に留意するものであること。（法144の2①・②）

(1)及び(2) 略

(3) 「現実の納入」とは、一般に、軽油の取引において、軽油が一の人格者から他の人格者の直接的支配下に移転することをいうものであること。

なお、次に掲げる場合にあっては、その段階では現実の納入には該当しないことに留意すること。

ア及びイ 略

ウ 倉庫業者若しくは他の者に寄託している軽油又は運送中の軽油について倉庫証券又は貨物引換証が発行された場合において、これら証券の裏書交付の方法によった場合

(4) 略

7 課税団体

軽油引取税については、軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに係る当該軽油の納入地所在の道府県が課税権を有するものであるが、この場合の「納入地」とは、特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の現実の納入があったときの当該納入に係る場所、すなわち、当該軽油が引取者の直接的支配下に移転した際の当該場所をいうものであること。

なお、石油製品販売業者が当該引取りを行った場合の当該軽油の「納入地」については、当該納入に係る軽油を現実に納入した当該石油製品販売業者の事業所とされているので留意すること。（法144の2①）

第2 課税標準等

12 課税免除

(1) 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第144条の14第4項の規定による道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされていることに留意すること。（法144の5）

ア 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの 特約業者又は元売業者

に当たっては、次の諸点に留意するものであること。（法144の2①・②）

(1)及び(2) 略

(3) 「現実の納入」とは、一般に、軽油の取引において、軽油が一の人格者から他の人格者の直接的支配下に移転することをいうものであること。

なお、次に掲げる場合にあっては、その段階では現実の納入には該当しないことに留意すること。

ア及びイ 略

ウ 倉庫業者又は他の者に寄託している軽油又は運送中の軽油について倉庫証券又は貨物引換証が発行された場合において、これら証券の裏書交付の方法によった場合

(4) 略

7 課税団体

軽油引取税については、軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに係る当該軽油の納入地所在の道府県が課税権を有するものであるが、この場合の「納入地」とは、特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の現実の納入があったときの当該納入に係る場所、すなわち、当該軽油が引取者の直接的支配下に移転した際の当該場所をいうものであること。

なお、石油製品の販売業者が当該引取りを行った場合の当該軽油の「納入地」については、当該納入に係る軽油を現実に納入した当該石油製品の販売業者の事業所とされているので留意すること。（法144の2①）

第2 課税標準等

12 課税免除

(1) 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第144条の14第4項の規定による道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされていることに留意すること。（法144の5）

ア 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの 特約業者又は元売業者

からの軽油の引取りが本邦からの輸出に該当するものをいい、特約業者又は元売業者から引き取られた軽油が流通した後に輸出されたものはこれに該当しないものであり、「輸出」とは、関税法第2条に規定する輸出と同義であること（同法第67条の輸出の許可を受ける場合には、当該許可を受けることをいうものであること。）。

なお、外国船籍の船舶の当該船舶の船用品として使用するものについても輸出として取り扱っても差し支えないものであること。

イ 略

- (2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び平成33年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日総税都第20号）により了知されたいこと。（法144の6、附則12の2の7、令43の6、令附則10の2の2）

15 徴税吏員の質問検査権

法第144条の11に規定する徴税吏員の質問検査権の行使に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の11）

- (1) 「金銭又は物品を給付する義務があると認められる者」には、いわゆる特別徴収義務者以外の石油製品販売業者はもとより、その他次に掲げる者もこれに含まれるものであること。

ア～ウ 略

- (2) 「賦課徴収に関し直接関係があると認められる者」とは、例えば、かつて取引関係があった者、従業員又は家人等課税について直接的な関係を有する一切の者をいうものであること。

- (3) 略

第2節 徴収

からの軽油の引取りが本邦からの輸出に該当するものをいい、この場合の輸出とは、軽油の販売業者が最終的に軽油を輸出として外国向けに送り出すことをいうものであること

なお、外国船籍の船舶の当該船舶の船用品として使用するものについても輸出として取り扱っても差し支えないものであること。

イ 略

- (2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び平成30年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日総税都第20号）により了知されたいこと。（法144の6、附則12の2の7、令43の6、令附則10の2の2）

15 徴税吏員の質問検査権

法第144条の11に規定する徴税吏員の質問検査権の行使に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の11）

- (1) 「金銭又は物品を給付する義務があると認められる者」には、いわゆる特別徴収義務者以外の_____販売業者はもとより、その他次に掲げる者もこれに含まれるものであること。

ア～ウ 略

- (2) 「賦課徴収に関し直接関係があると認められる者」とは、例えば、かつて取引関係があった者、従業員あるいは家人等課税について直接的な関係を有する一切の者をいうものであること。

- (3) 略

第2節 徴収

第3 特別徴収等

16 特別徴収

軽油引取税の徴収については、法第144条の2第3項から第6項まで及び法第144条の3の規定によってみなす課税を行う場合その他特別の必要がある場合を除くほか、特別徴収の方法によるものとされているものであること。（法144の13）

(1)～(3) 略

(4) 法第144条の14第2項の納入申告書の提出があった場合においては、次の諸点に留意すること。（法144の14②・③）

ア 略

イ 法第144条の14第3項に規定する欠減量は、令第43条の13の規定により、特約業者からの引取りに係る軽油については100分の1、元売業者からの引取りに係る軽油については100分の0.3を当該月における課税対象となるそれぞれの引渡しを行った数量に乗じて算定するものであるが、当該月における課税対象となる軽油の引渡数量の合計数量にそれぞれ100分の1又は100分の0.3を乗じて算定することとしても差し支えないものであること。この場合において、算定した欠減量にリットル位未満4位以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものであること。また、軽油引取税額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものであること。

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の27・144の28）

第3 特別徴収等

16 特別徴収

軽油引取税の徴収については、法第144条の2第3項から第6項まで及び法第144条の3の規定によってみなす課税を行う場合その他特別の必要がある場合を除くほか、特別徴収の方法によるものとされているものであること。（法144の13）

(1)～(3) 略

(4) 法第144条の14第2項の納入申告書の提出があった場合においては、次の諸点に留意すること。（法144の14②・③）

ア 略

イ 法第144条の14第3項に規定する欠減量は、令第43条の13の規定により、特約業者からの引取りに係る軽油については100分の1、元売業者からの引取りに係る軽油については100分の0.3を当該月における課税対象となるそれぞれの引渡しを行った数量に乗じて算定するものであるが、当該月における課税対象となる軽油の引渡数量の合計数量にそれぞれ100分の1あるいは100分の0.3を乗じて算定することとしても差し支えないものであること。この場合において、算定した欠減量にリットル位未満4位以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものであること。また、軽油引取税額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものであること。

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の27・144の28）

(1) 略

(2) (1)の場合を含め、令第43条の15第9項の規定により2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者を定めて免税証の交付を受けた場合においては、それぞれの免税軽油使用者に係る報告書について、当該免税軽油使用者以外の者が代わって作成し、又は 取りまとめ提出して差し支えないものであるが、その場合であっても、当該報告書の作成及び提出に関する一切の事項についての責任はそれぞれの免税軽油使用者が負うものであること。

(3) 略

(4) (3)の場合において、「免税証を有」し、又は 「報告対象免税軽油を保有」する場合とは、免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を所有し、又は 当該免税証により引取りを行った免税軽油を所有している場合をいい、これは、当該免税軽油使用者が免税証又は 免税軽油を現に所持している場合に限らないものであること。したがって、例えば、免税軽油使用者が引取りを行った免税軽油を請負人に現物支給している場合や当該免税軽油の保管を他の者に委託している場合は、法第144条の27第1項ただし書に規定する報告書の提出を要しない場合には該当しないものであること。

(5)～(11) 略

第5 徴収猶予等

2.2 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

法第144条の30の規定により、軽油引取税について徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の制度が認められたのであるが、これは軽油引取税については発生主義の建前をとっているために、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部が正当な理由で貸倒れになった場合又は特別徴収義務者が一旦徴収した軽油引取税を災害等の理由で亡失した場合においても特別徴収義務者は納税者が負担して納めるべき

(1) 略

(2) (1)の場合を含め、令第43条の15第9項の規定により2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者を定めて免税証の交付を受けた場合においては、それぞれの免税軽油使用者に係る報告書について、当該免税軽油使用者以外の者が代わって作成し、あるいは、 取りまとめ提出して差し支えないものであるが、その場合であっても、当該報告書の作成及び提出に関する一切の事項についての責任はそれぞれの免税軽油使用者が負うものであること。

(3) 略

(4) (3)の場合において、「免税証を有」し、あるいは、 「報告対象免税軽油を保有」する場合とは、免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を所有し、あるいは、 当該免税証により引取りを行った免税軽油を所有している場合をいい、これは、当該免税軽油使用者が免税証あるいは免税軽油を現に所持している場合に限らないものであること。したがって、例えば、免税軽油使用者が引取りを行った免税軽油を請負人に現物支給している場合や当該免税軽油の保管を他の者に委託している場合は、法第144条の27第1項ただし書に規定する報告書の提出を要しない場合には該当しないものであること。

(5)～(11) 略

第5 徴収猶予等

2.2 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

法第144条の30の規定により、軽油引取税について徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の制度が認められたのであるが、これは軽油引取税については発生主義の建前をとっているために、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部が正当な理由で貸倒れになった場合又は特別徴収義務者が一旦徴収した軽油引取税を災害等の理由で亡失した場合においても特別徴収義務者は納税者が負担して納めるべき

軽油引取税を立て替えて納入しなければならないこととされているが、軽油引取税の円滑な運営を期するため、徴収猶予の場合と同様の理由により特別徴収義務者の負担を緩和するために設けられたものであるから、その運用に当たっては次の諸点に留意すること。（法144の30）

(1) 軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の具体的な認定に当たっては次の諸点に留意すること。

ア 「正当な理由があると認める場合」とは、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）を行った者に、例えば次に掲げるような事情があるため、特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することが不可能となった場合をいうものであること。

(ア) 破産、強制執行若しくは整理の手續に入り、又は解散若しくは事業閉鎖を行うに至ったため、又はこれらに準ずる状態に陥ったため、特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することができないと認められること。

(イ)～(エ) 略

イ 略

(2)及び(3) 略

第6 製造等の承認を受ける義務等

24 製造等の承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、法第144条の3第1項各号に掲げる製造、譲渡又は消費（以下「製造等」という。）を行う場合（法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者が、法第144条の3第1項第1号又は第2号に掲げる製造を行う場合を除く。）は、あらかじめ、製造等を行う場所（同項第4号に掲げる場合

軽油引取税を立て替えて納入しなければならないこととされているが、軽油引取税の円滑な運営を期するため、徴収猶予の場合と同様の理由により特別徴収義務者の負担を緩和するために設けられたものであるから、その運用に当たっては次の諸点に留意すること。（法144の30）

(1) 軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の具体的な認定に当たっては次の諸点に留意すること。

ア 「正当な理由があると認める場合」とは、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）を行った者に、例えば次に掲げるような事情があるため、特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することが不可能となった場合をいうものであること。

(ア) 破産、強制執行若しくは整理の手續に入り、又は解散若しくは事業閉鎖を行うに至ったため、あるいはこれらに準ずる状態に陥ったため、特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することができないと認められること。

(イ)～(エ) 略

イ 略

(2)及び(3) 略

第6 製造等の承認を受ける義務等

24 製造等の承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、法第144条の3第1項各号に掲げる製造、譲渡又は消費（以下「製造等」という。）を行う場合（法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者が、法第144条の3第1項第1号又は第2号に掲げる製造を行う場合を除く。）は、あらかじめ、製造等を行う場所（同項第4号に掲げる場合

にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けなければならないこととされているが、これは、製造等に係る数量等の一定の事項を道府県知事の承認事項とすることにより、道府県知事が製造等の実態を把握できるものとし、もって軽油引取税の課税の適正化を図るために設けられたものであること、この趣旨を踏まえ、次の諸点に留意してその運営の適正を期するものであること。

(1) 略

(2) 元売業者(法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)に係る製造の承認については、製造に係る行為ごとの承認に替え、3月間の製造について道府県知事が3月ごとに承認することとされているが、軽油引取税の取締り又は保全上支障がある事実が生じた場合については、直ちに製造等に係る行為ごとの承認に切り替えるものであること。(則8の42②)

(3) 略

2.7 自動車用炭化水素油譲渡証の交付等

燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡することにつき道府県知事の承認を受けた者が、当該燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡する場合においては、法第144条の3第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証(以下「譲渡証」という。)を交付しなければならないこととされているが、これは譲渡証の交付及びその写しの作成を義務付けることによつて、(ア)当該燃料炭化水素油を消費する者の事務手続に対して配慮するとともに、(イ)自動車の保有者に当該譲渡証の携帯を義務付けることにより、税務調査の際に、道府県知事の承認を受けないで、燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費している者が容易に判別でき、(ウ)また、当該譲渡を行う者が石油製品販売業者である場合に、その者の納付する軽油引取税額がそれぞれの譲渡証の交付に係る数量に対応することとなり、これらにより軽油引取税の課税の適正化が図られ

にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けなければならないこととされているが、これは、製造等に係る数量等の一定の事項を道府県知事の承認事項とすることにより、道府県知事が製造等の実態を把握できるものとし、もって軽油引取税の課税の適正化を図るために設けられたものであること、この趣旨を踏まえ、次の諸点に留意してその運営の適正を期するものであること。

(1) 略

(2) 元売業者(法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者を除く。)に係る製造の承認については、製造に係る行為ごとの承認に替え、3月間の製造について道府県知事が3月ごとに承認することとされているが、軽油引取税の取締り又は保全上支障がある事実が生じた場合については、直ちに製造等に係る行為ごとの承認に切り替えるものであること。(則8の42②)

(3) 略

2.7 自動車用炭化水素油譲渡証の交付等

燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡することにつき道府県知事の承認を受けた者が、当該燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡する場合においては、法第144条の3第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証(以下「譲渡証」という。)を交付しなければならないこととされているが、これは譲渡証の交付及びその写しの作成を義務付けることによつて、(ア)当該燃料炭化水素油を消費する者の事務手続に対して配慮するとともに、(イ)自動車の保有者に当該譲渡証の携帯を義務付けることにより、税務調査の際に、道府県知事の承認を受けないで、燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費している者が容易に判別でき、(ウ)また、当該譲渡を行う者が石油製品の販売業者である場合に、その者の納付する軽油引取税額がそれぞれの譲渡証の交付に係る数量に対応することとなり、これらにより軽油引取税の課税の適正化が図られ

ることから設けられたものであるので、その運用に当たっては次の諸点に留意するものであること。

(1)～(4) 略

第3節 その他

3.2 略

第10章 自動車税

第1節 通則

2 自動車の種別又は用途の認定に当たっては、次によること。

(1) 種別については、自動車登録番号の分類番号により、次のとおり認定すること。

ることから設けられたものであるので、その運用に当たっては次の諸点に留意するものであること。

(1)～(4) 略

第3節 犯則取締り等

3.2 犯則取締り

軽油引取税に関する犯則取締りについては、もとより国税犯則取締法が準用され、軽油引取税に関する犯則事件中法第144条の17（軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪）、第144条の19（軽油引取税に係る故意不申告の罪）、第144条の22（免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等）、第144条の25（免税証の譲渡の禁止に関する罪等）、第144条の26（道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪）、第144条の28（免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪）、第144条の33（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）、第144条の37（事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪）、第144条の41（軽油引取税に係る脱税に関する罪）に該当する事件は、間接国税に関する犯則事件とされているので、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押、証憑集取及び告発等を行う諸権限を徴税吏員に賦与されているほかに、道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長に通告処分を行う権限が賦与されているものであること。

なお、犯則取締りについては、「地方税犯則事件の取締りについて」（昭和25年8月20日地財委第253号）を参照されたいものであること。

3.3 略

第10章 自動車税

第1節 通則

2 自動車の種別又は用途の認定に当たっては、次によること。

(1) 種別については、自動車登録番号の分類番号により、次のとおり認定すること。

ア 乗用車 _____ 分類番号が3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまでのもの又は分類番号が5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまでのものであって、その乗車定員が10人以下のもの（ただし、三輪の小型自動車を除く。）

イ トラック 分類番号が1、10から19まで、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZまで又は4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまでのもの（ただし、三輪の小型自動車を除く。）

ウ バス 分類番号が2、20から29まで、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZまでのもの又は分類番号が5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまでのものであって、その乗車定員が11人以上のもの（ただし、三輪の小型自動車を除く。）

エ 三輪の小型自動車 分類番号が5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまで又は4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aか

ア 乗用車 (三輪の小型自動車に属するものを除く。) 分類番号が3、30から39まで及び300から399まで _____ のもの又は分類番号が5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで _____ その乗車定員が10人以下のもの（ただし、三輪の小型自動車を除く。）

イ トラック 分類番号が1、10から19まで及び100から199まで _____ 又は4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699まで _____ のもの（ただし、三輪の小型自動車を除く。）

ウ バス 分類番号が2、20から29まで及び200から299まで _____ のもの又は分類番号が5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで _____ その乗車定員が11人以上のもの（ただし、三輪の小型自動車を除く。）

エ 三輪の小型自動車 分類番号が5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで _____ 又は4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699まで

ら49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまでのものであって、三輪のもの

オ 特種用途車 分類番号が8、80から89まで、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまでのもの

(2) 略

- 3 令第44条第1号に規定する「自動車に取り付けられる自動車の附属物」には、自動車の付属用品のうち通常自動車の取付用品といわれているものがこれに該当するものであること。また、同条第2号に規定する「特殊の用途にのみ用いられる自動車」とは、いわゆる特種用途自動車（自動車登録番号の分類番号が8、80から89まで、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまでの自動車）をいい、当該自動車に装備されている特別な機械又は装置については、人又は物を運送するために用いられる物のみが自動車に含まれるものであること。

三輪のもの

オ 特種用途車 分類番号が8、80から89まで及び800から899までのもの

(2) 略

- 3 令第44条第1号に規定する「自動車に取り付けられる自動車の附属物」には、自動車の付属用品のうち通常自動車の取付用品といわれているものがこれに該当するものであること。また、同条第2号に規定する「特殊の用途にのみ用いられる自動車」とは、いわゆる特種用途自動車（自動車登録番号の分類番号が8、80から89まで及び800から899までの自動車）をいい、当該自動車に装備されている特別な機械又は装置については、人又は物を運送するために用いられる物のみが自動車に含まれるものであること。